

令和7年 6月2日

南あわじ市斎苑 桜花の郷

使用規約

令和5年4月1日

令和7年6月2日改定

問い合わせ先

施設	(Tel 0799-20-9048) (FAX 0799-20-9049) 問合せ時間：午前8時30分～午後5時15分 (1月1日～3日を除く)
環境課	(Tel 0799-43-5214) ※施設に関すること 問合せ時間：午前8時30分～午後5時15分 (閉庁日を除く)
総合窓口センター	(Tel 0799-43-5212) ※火葬予約等に関すること 問合せ時間：午前8時30分～午後5時15分 毎週木曜日（祝日を除く）のみ午後7時まで

閉庁日とは土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日までをさします。

目 次

1. 使用資格について	P. 3
2. 休業日及び使用時間について	P. 3
3. 使用予約について	P. 4
1) 火葬予約	P. 4
(1) 葬祭事業者の火葬予約	P. 4
(2) 個人の火葬予約	P. 4
(3) 火葬予約時間の変更・キャンセル	P. 5
2) 待合室予約・使用について	P. 6
4. 待合ロビーの使用について	P. 6
5. 遺体保管室の使用について	P. 6
6. 動物死骸の焼却について	P. 7
7. 駐車場について	P. 7
8. 喫煙について	P. 7
9. 使用上の禁止行為について	P. 7
10. 棺について	P. 8
11. 副葬品について	P. 8
12. 火葬の流れについて	P. 9
13. 使用料等について	P. 10
14. その他	P. 11

南あわじ市斎苑 桜花の郷 使用規約

南あわじ市斎苑 桜花の郷（以下、「施設」という）は、人生の終焉の場にふさわしい施設として、周辺環境に配慮し、環境汚染防止機能を備えユニバーサルデザインを考慮した、人と環境にやさしい火葬場としております。

施設のご使用にあたっては、本使用規約を遵守し、運営へのご協力をお願いいたします。

また、本使用規約については南あわじ市火葬場条例及び同施行規則に基づき作成されています。

1. 使用資格について

支障がないと認めた限り※¹、どなたでもご使用いただけますが、死亡体、又は火葬場を使用しようとする者※²が南あわじ市に住民票を有する場合とそれ以外では施設の使用料が異なります。**使用料については【13. 使用料等について】をご確認ください。**

※¹ 死亡体自身又は、火葬場を使用しようとする者が南あわじ市に住民票を有しない場合は、支障がないと認める場合に限り、ご利用いただけます。

※² 火葬場を使用しようとする者とは、遺体の火葬区分のうち死亡体（大人、小人）にあつては死亡届出者、死産児にあつてはその父、又は母、その他の火葬区分にあつては、申請者のことをいう。

2. 休業日及び使用時間について

1) 休業日

- (1) 友引の日
- (2) 1月1日～3日
- (3) 市長が特に定める日

2) 使用時間

午前10時 ～ 午後5時（2時間/枠）

- ①午前10時、②午前11時、③午前11時30分、④午後0時、
⑤午後1時、⑥午後2時、⑦午後2時30分、⑧午後3時

3. 使用予約について

1) 火葬予約

(1) 葬祭事業者の火葬予約

① 予約サイトによる予約

- ・火葬は法令により原則として死亡確認後24時間を経過した後となりますのでご予約の際はご注意ください。(法令に基づく例外の場合があります。)

- ・予約サイトをご利用するには、事前に申請が必要です。※3、※4

※3 申請後に南あわじ市火葬場運営等検討委員会にて予約サイト利用の可否を決定します。

※4 予約サイトをご利用しない場合、あるいは予約サイトをご利用できない場合でも、下記【(2) 個人の火葬予約】と同様に総合窓口センターへの電話予約は可能です。

- ・予約サイト受付時間は24時間としていますが、火葬予定日前日の午後5時15分までにご入力ください。

また、火葬予定日前日の午後3時～午後5時15分までの間にご予約された場合はお手数ですが、ご予約した旨を環境課及び施設へご連絡ください。

※予約時間については、施設への到着時間を基準としてご予約ください。

② 総合窓口センターへの施設使用者による手続き

総合窓口センターに施設使用者が死亡届を提出し、「死体火葬許可証」、「火葬場使用許可書」を取得し、火葬場予約を完了させてください。

- ・なお、南あわじ市以外で死亡届を提出し「死体火葬許可証」を取得した場合は南あわじ市で「火葬場使用許可書」を取得し火葬場予約を完了させてください。
- ・施設の使用料は総合窓口センターでお支払いください。
- ・届出受付先：総合窓口センター

(2) 個人の火葬予約

① 死亡体の火葬予約

- ・死亡体の火葬については、総合窓口センターへお電話でご予約ください。
- ・その後、総合窓口センターに死亡届を提出し、「死体火葬許可証」、「火葬場使用許可書」を取得し、火葬場予約を完了させてください。
- ・なお、南あわじ市以外で死亡届を提出し「死体火葬許可証」を取得した場合は南あわじ市で「火葬場使用許可書」を取得し火葬場予約を完了させてください。
- ・施設の使用料は総合窓口センターでお支払いください。
- ・電話予約、届出受付先：総合窓口センター

②死産児（１２週以上）の火葬予約

- ・死産児（１２週以上）の火葬については、総合窓口センターへお電話でご予約ください。
- ・その後、総合窓口センターに死産届を提出し、「死胎火葬許可証」、「火葬場使用許可書」を取得し、火葬場予約を完了させてください。
- ・なお、南あわじ市以外で死産届を提出し「死胎火葬許可証」を取得した場合は南あわじ市で「火葬場使用許可書」を取得し火葬場予約を完了させてください。
- ・施設の使用料は総合窓口センターでお支払いください。
- ・電話予約、届出受付先：総合窓口センター

③身体の一部の火葬、汚物（胎衣産じょく、湯かん）の焼却予約

- ・身体の一部の火葬、汚物の焼却については、総合窓口センターへお電話でご予約ください。
- ・その後、総合窓口センターで申請手続きを行い、「身体の一部火葬許可証」または「汚物火葬許可証」と「火葬場使用許可書」を取得し、火葬場予約を完了させてください。
- ・なお、南あわじ市以外で「身体の一部火葬許可証」または「汚物火葬許可証」を取得した場合は南あわじ市で「火葬場使用許可書」を取得し火葬場予約を完了させてください。
- ・施設の使用料は総合窓口センターでお支払いください。
- ・電話予約、届出受付先：総合窓口センター

（３）火葬予約時間の変更・キャンセル

①予約サイトによる予約の場合

- ・火葬予約時間の変更やキャンセルは、お早めに予約サイトにて変更やキャンセルをし、総合窓口センターにご連絡ください。
- ・電話受付先：総合窓口センター

②個人の火葬予約の場合

- ・火葬予約時間の変更やキャンセルは、お早めに総合窓口センターにご連絡ください。
- ・電話受付先：総合窓口センター

※直前の変更やキャンセルは他の使用者のご迷惑となりますので、死亡前等の不確定なご予約は受付致しかねます。

2) 待合室予約・使用について

- (1) 待合室のご予約はご使用する日の前日までにお電話でご予約ください。
- (2) 電話予約先 施設
- (3) 予約受付時間 午前8時30分～午後5時15分
- (4) 予約可能時間 2. 2) の時間による。
- (5) 使用時間 約100分/1 喪家（火葬場到着から収骨まで）
- (6) 収容人数 約20～30人/室
- (7) 1 喪家に付き待合室1室をご使用いただけます。
- (8) 待合室でご飲食される場合は事前にお申し出ください。（備え付けのお茶等、自動販売機の飲料除く）
- (9) 仕出し弁当などを事前に待合室にご搬入される場合は使用開始30分前以降にご搬入ください。また、ご搬入した仕出し弁当などは適切に管理してください。（季節によっては食材が傷む原因になります。）
- (10) ご使用後は、テーブルや床に食べこぼし、汚れ等が無いことをご確認ください。また、備品はご使用前の状態に戻し、使用者で出されたごみ類等はすべてお持ち帰りください。
- (11) 退出時には、お忘れ物等が無いようご確認ください。

4. 待合ロビーの使用について

- 1) 使用後は、テーブルなどに汚れ等が無いことをご確認ください。
また、備品はご使用前の状態に戻し、使用者で出されたごみ類等はすべてお持ち帰りください。
- 2) お帰りの際は、お忘れ物等が無いようご確認ください。

5. 遺体保管室の使用について

- 1) 次に掲げるご遺体の保管を想定しておりますので、それ以外のご使用いただけません。
 - (1) 行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）に規定する行旅死亡人で身元不明人として発見され、関係機関の捜査、その後の経過処理を経て、施設で火葬するご遺体。
 - (2) 相続人、扶養義務者、特別縁故者等のいない、施設で火葬するご遺体。
- 2) 上記によらない特別な事情等がある場合は環境課へお問合せください。

6. 動物死骸の焼却について

1) 動物死骸の焼却については、事前のご予約は必要ありません。下記のいずれかに
お問合せください。

2) 受付窓口

(1) 環境課 午前8時30分～午後5時15分（閉庁日除く）

(2) 総合窓口センター 午前8時30分～午後5時15分（閉庁日）

3) 焼却手数料は、上記(1)(2)でお支払いください。

4) その他

(1) 動物死骸の焼却については、焼却時間をご指定することはできません。

また、最後のお別れ及びご遺骨のお持ち帰りはできません。

(2) 飼い犬を焼却する場合、飼い犬の死亡届出のお手続きが必要です。お手続きは受
付窓口で行ってください。

(3) 動物死骸の焼却については、お持ち込みの際、必ず箱(段ボール等)に入れてお持
ち込みください。(大型の場合は事前にお問合せください。)

(4) 箱の中には、プラスチック類、ゴム類、首輪、餌、スプレー缶等や燃えないものは
お納めにならないでください。※5

※5 下記【11. 副葬品について】と同様です。

7. 駐車場について

1) 中型バス（マイクロバス含む）は、専用駐車場をご利用してください。（大型バス
のご利用はできません）

2) 施設場内は徐行してください。また、アイドリングストップにご協力ください。

3) 近隣のご迷惑となる行為(例：大声での会話、騒音等)はご遠慮ください。

4) 施設場内での事故、盗難等については、各人の責任でご対応ください。

施設では責任を負いかねますので、事故等のないよう十分ご注意ください。

5) 駐車台数に限りがありますので、乗り合い等により混雑の軽減にご協力ください。

8. 喫煙について

1) 施設内は禁煙となっています。喫煙される場合は施設裏に喫煙所を設けてあります
のでご利用ください。

9. 使用上の禁止行為について

1) 秩序維持のため、施設では次の行為はお控えください。

(1) 施設管理者から許可を受けない、物品の売買・レンタル及びサービスの提供を含

む一切の営業または寄付行為

- (2)施設内での納棺（ご遺体は必ず棺に納めてお越してください。）
- (3)霊柩車、寝台車以外でのご遺体の搬送（宮型霊柩車については認めていません）
- (4)使用時間の故意的な遅延となる行為
- (5)施設設備以外の案内看板等の設置
- (6)施設内でのお浄め塩等のご使用
- (7)施設設備以外の冷暖房器具のご使用
- (8)施設設備以外の火気器具の使用及び施設内での火気（ローソク、線香）のご使用
- (9)施設内壁面、天井、床、備品類への粘着テープ、画鋸、釘等のご使用
- (10)六地蔵に対するお供え行為（線香のみ可能）
- (11)使用許可以外の施設のご使用
- (12)その他施設使用者のご迷惑になるような行為（例：大声での会話や走り回る等）
- (13)施設敷地内道路への駐車行為
- (14)暴力団の活動に利するご使用
- (15)建物内及び指定された場所以外での喫煙
- (16)その他、市長が適切でないと認める行為

2) 施設内に、秩序維持、施設保全、危険防止、環境問題への配慮および衛生上の観点などから、以下のものは、お持ち込みをお控えください。

- (1)アルコール類の飲料
- (2)動物（身体障がい者補助犬は除く。）
- (3)危険物（例：花火、爆竹等）
- (4)その他、施設運営管理の妨げとなる、または施設管理者が他の使用者へご迷惑を及ぼすと判断する物品

10. 棺について

1) 棺の大きさは、下記範囲内としてください。

高さ 65 cm 以内、幅 65 cm 以内、長さ 210 cm 以内

11. 副葬品について

1) ご遺骨への影響、公害、火葬炉の損傷、不完全燃焼の原因となりますので、下記の副葬品は、棺の中へお納めにならないでください。

(1) ご遺骨への影響または公害（ばい煙、有毒ガス、悪臭）の発生源となるもの
(例)

ビニール・プラスチック製品（ハンドバッグ、靴、玩具等）

化学合成繊維製品（衣類、寝具、敷物等）
発泡スチロール製品（枕、緩衝剤、パッキング等）
その他（小銭、CD、各種ボール、革製品等、ゴム類）

（２）不完全燃焼（火葬の妨げ）の原因となるもの

（例）

果物（スイカ、メロンなど大きな果物類）
書籍（辞書、アルバムなど厚みのある書籍類）
大型繊維製品（寝具、大きなぬいぐるみ等）
ドライアイス
瞬間保冷剤（ドライアイスの代替品）

（３）火葬炉設備の故障の原因となるもの

（例）

スプレー缶、ライター、電池類、金属製品
カーボン製品等（つりざお、ゴルフクラブ、ラケット等）

（４）燃えないもの

（例）

時計、カメラ、陶磁器、ゴルフクラブ、缶類、既に火葬された人骨・ペットの骨等

（５）その他危険なもの

（例）

ガラス製品（眼鏡、ビン、食器等）
その他、燃焼に伴い危険なもの

２）ペースメーカー等体内装置医療品は、火葬炉内で爆発する恐れがありますので、火葬の前に必ず係員にその旨をお伝えください。

12. 火葬の流れについて

火葬は、棺の到着・お別れ・火葬・収骨の順で行われます。

- ・ 予約時間を厳守してください。遅れますと、その時間帯の火葬をお断りせざるを得ない場合があります。
- ・ 棺の到着時間から、お供の車の到着が遅れている場合等は、喪家の了解を得たうえで、火葬炉内に棺をお納めさせていただく場合があります。

1) 棺の到着

(1)施設到着後、速やかに施設の従業員又は事務室窓口「火葬許可証」及び「火葬場使用許可書」の原本をご提出ください。

※「火葬許可証」及び「火葬場使用許可書」原本をご提出いただけないときは、いかなる場合であっても火葬致しかねます。

(2)エントランスホールにて、喪家・参列者の皆様を、「告別収骨室」にご案内いたします。

2) お別れ

(1)「告別収骨室」にて、焼香のうえで最後のお別れをしていただきます。

(焼香については施設にてご用意しております。)

(2)お別れが終わりましたら、棺を火葬炉にお納めさせていただきます。

(3)入炉後に、待合室又は待合ロビーにご移動していただきます。

3) 火葬

この間、待合室又は待合ロビーにてお待ちいただくか、一旦、お帰りいただきます。

4) 収骨

(1)火葬が終了しましたら、喪家・参列者の皆様を「告別収骨室」にご案内し、収骨していただきます。

※待合室・待合ロビーにお忘れ物がないようご注意ください。

(2)火葬終了後、必ず事務室窓口にて執行済印の押印された「死体火葬許可証」を受領してください。(この許可証が「死体火葬証明書」として扱われます。墓地等への納骨時に必要となりますので、紛失しないように大切に保管願います。)

(3)ご遺骨の引き取りを辞退される場合は、「誓約書」をご提出していただきます。

13. 使用料等について

区分		単位	金額	
			市内	市外
遺体の火葬	大人(12歳以上)	1体につき	13,000円	26,000円
	小人(12歳未満)	1体につき	8,000円	15,000円
	死産児	1胎につき	5,000円	8,000円
その他の火葬	身体の一部及び胞衣 産じょく汚物の類	1回につき	3,000円	5,000円
動物死骸 の焼却	市が処理するもの	1頭につき	2,200円	—
	市が収集し、 処理するもの	1頭につき	3,850円	—

備考

- 1) 「市内」とは、死亡体、又は火葬場を使用しようとする者が市内に住民票を有する
ときをいい、「市外」とは、それ以外のときをいう。
- 2) ご遺体の火葬の区分における「小人」とは、満12歳未満の者をいう。
- 3) 動物死骸の焼却の区分における「動物死骸」とは、公共道路上の動物死骸その他
(ペットなど)これに準じるものをいう。
- 4) 次の各号いずれかに該当する場合は、施設の使用料を減額し、又は免除することが
できる。
 - (1)施設の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が市内に住所を有する生活保
護法(昭和25年法律第144号)に規定する被保護者であり、かつ、当該使用者が祭
祀を主催するものであるとき 10分の5を減額
 - (2)行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)に規定する行旅死亡人の
ために使用するとき 免除
 - (3)前2号に掲げるもののほか、特に必要があると認められるときその都度市長が定め
る額

14. その他

- 1) 身体障がい者補助犬は全館で同伴いただけます。
- 2) お心づけ等は一切お受け取りできません。
- 3) 2か所以上の墓に埋葬する等、分骨(遺骨分け)する場合は、「分骨証明書」の発
行が必要となります。火葬当日に限り施設の事務室窓口で発行致しますのでお問合
せください。火葬当日以降で分骨証明書の発行が必要な場合は、南あわじ市役所環
境課にお問い合わせください。